

掛川市規則第 4 号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 2 6 年 3 月 2 6 日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（本庁の組織）

第5条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄に掲げる係を置く。

部 名	課 名	係 名
総務部	行政課	行政係 法務係 職員係
	財政課	財政係
	管財課	財産管理係 契約係 検査係
	納税課	管理係
	市税課	市税総務係 市民税係
	資産税課	土地係 家屋係
企画政策部	企画調整課	経営戦略係 行革推進係
	生涯学習協働推進課	自治活動支援係 男女協働係
	地域支援課	地域づくり係 みどり推進係 文化振興係
	IT政策課	情報化推進係 情報システム係
	市民課	管理係 窓口係
健康福祉部	福祉課	社会福祉係 障害者福祉係
	高齢者支援課	高齢者政策係 保険給付係 介護認定係 予防支援係
	保健予防課	保健企画係 母子保健係 成人保健係
	国保年金課	国保年金係 後期高齢者医療係
	地域医療推進課	地域医療推進係 希望の丘整備係
こども希望部	こども希望課	こども家庭係 こども育成係
環境経済部	環境政策課	環境政策係 公害衛生係 ごみ減量推進係
	下水整備課	総務係 下水道整備係 浄化槽係 施設管理係
	農林課	農政係 農産係
	お茶振興課	お茶振興係
	商工観光課	商業労政係 観光交流係 企業立地推進係

都市建設部	都市政策課	計画係 開発指導係
	土木課	道路河川係 都市基盤係
	維持管理課	管理係 維持・営繕係 市営住宅係
危機管理部	危機管理課	危機政策係 防災対策係 市民安心係

- 2 総務部、企画政策部、健康福祉部、環境経済部及び都市建設部の各部に部調整室を置き、それぞれの室に調整庶務係（都市建設部調整室にあつては、調整庶務係及び事業推進係）を置く。
- 3 こども希望部にこども政策室を置き、同室にこども政策係を置く。
- 4 次の表の左欄に掲げる課に同表の中欄に掲げる室を置き、それぞれの室（東部地域健康医療支援センター、西部地域健康医療支援センター、南部大東地域健康医療支援センター、南部大須賀地域健康医療支援センター及び中部地域健康医療支援センター準備室を除く。）に同表の右欄に掲げる係を置く。

課 名	室 名	係 名
管財課	地籍調査室	地籍調査係
納税課	収納対策室	収納対策係
企画調整課	秘書広報室	秘書係 広報広聴係
生涯学習協働推進課	協働推進室	協働推進係
地域医療推進課	東部地域健康医療支援センター	
	西部地域健康医療支援センター	
	南部大東地域健康医療支援センター	
	南部大須賀地域健康医療支援センター	
	中部地域健康医療支援センター準備室	
農林課	農林整備室	農村基盤係 林業振興係
都市政策課	建築指導室	建築指導係
	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係
土木課	南北道路推進室	南北道路推進係

第7条を次のように改める。

（部調整室等の分掌事務）

第7条 部調整室等の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務部調整室調整庶務係

- ア 総務部及び危機管理部の各部内の庶務に関すること。
- イ 総務部内の調整に関すること。

(2) 健康福祉部調整室調整庶務係

- ア 健康福祉部及びこども希望部の各部内の庶務に関すること。
- イ 健康福祉部内の調整に関すること。

(3) 企画政策部、環境経済部及び都市建設部の各部に置かれた調整室調整庶務係

- ア 部内の庶務に関すること。
- イ 部内の調整に関すること。

(4) こども政策室こども政策係

- ア 少子化対策並びに子育て及び子育てに係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- イ 保育に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。
- ウ 子ども・子育て会議に関すること。
- エ 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- オ 幼保再編計画に関すること。
- カ 乳幼児教育振興計画に関すること。

(5) 都市建設部調整室事業推進係

- ア 都市計画事業の調整に関すること。
- イ 各種土木事業の調整に関すること。
- ウ 県施行河川改善受託事業に関すること。
- エ 急傾斜地崩壊対策事業に関すること。
- オ 県道の整備促進に関すること。
- カ 掛川バイパスの4車線化の建設促進に関すること。
- キ 国道150号の4車線化の建設促進に関すること。
- ク 新東名高速道路に関すること。
- ケ 太田川原野谷川治水水防組合に関すること。
- コ 津波対策掛川モデルの推進に関すること。

第8条第1項から第4項までの規定中「事務分掌」を「分掌事務」に改め、同条第5項中「事務分掌」を「分掌事務」に改め、同項第1号中「諸税証明係」を「市税総務係」に改め、同号ア中「税務事務の企画」を「税務に関する企画、調査、統計」に改め、同号中キをケとし、イからカま

でをエからクまでとし、アの次に次のように加える。

イ 税務に関する予算、決算その他財務事務の総括に関すること。

ウ 税務関係団体との連絡調整に関すること。

第8条第5項第3号及び第4号を削り、同条に次の1項を加える。

6 資産税課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 土地係

ア 土地の調査及び評価に関すること。

イ 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課等に関すること。

ウ 固定資産評価員に関すること。

エ 納税管理人に関すること。

オ 固定資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。

(2) 家屋係

ア 家屋及び償却資産の調査及び評価に関すること。

イ 家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに家屋に係る都市計画税の賦課等に関すること。

ウ 固定資産税及び都市計画税の減免に関すること。

第9条第1項中「事務分掌」を「分掌事務」に改め、同項第1号中スをセとし、シをスとし、サの次に次のように加える。

シ 住民投票に関すること。

第9条第2項各号を次のように改める。

(1) 自治活動支援係

ア 地域自治組織の育成支援及び総合調整に関すること。

イ 地域自治組織からの要望に関すること。

ウ 区長会及び区長会連合会に関すること。

エ 市民総代会に関すること。

オ 地縁による団体の認証に関すること。

カ 各自治区内の道路、水路等の維持修繕に関すること。

キ 行政区の設定に関すること。

ク 地域生涯学習センターの管理運営に関すること。

(2) 男女協働係

ア 男女共同参画社会実現に関する企画及び推進に関すること。

- イ 男女共同参画社会実現のための普及啓発活動に関する事。
- ウ 男女共同参画関係団体との連絡調整に関する事。
- エ 国際交流の推進に関する事。
- オ 国際化施策の企画及び総合調整に関する事。
- カ 国際友好姉妹都市に関する事。
- キ 国際交流基金に関する事。
- ク 各種国際交流団体との連絡調整に関する事。
- ケ 地域共生に関する事。

(3) 協働推進室協働推進係

- ア 生涯学習の総合調整に関する事。
- イ 市民活動の活性化及び協働の推進に関する事。
- ウ 特定非営利活動法人設立の認証等に関する事。
- エ 特定非営利活動法人、ボランティア団体等の育成等に関する事。
- オ 市民活動等に関する人材育成に関する事。
- カ 市民活動関係諸団体との連絡調整に関する事。
- キ まちづくり協働センターの設置に関する事。

第9条第3項第1号中カを削り、キをカとし、クからセまでをキからスまでとし、同条第4項第2号中「システム開発係」を「情報システム係」に改め、同号ア中「及びプログラムの作成」を削り、同条第5項第2号に次のように加え、同項第3号を削る。

- キ 戸籍、住民基本台帳及び市税に関する証明に関する事。
- ク 印鑑登録に関する事。
- ケ 自動車臨時運行許可に関する事。
- コ 住民基本台帳カードの発行及び普及に関する事。
- サ 出張所における諸証明の発行及び出張所の管理に関する事。

第10条第1項第3号を削り、同条第3項第1号に次のように加える。

- ク 各種予防接種に関する事。
- ケ 感染症予防に関する事。
- コ 新型インフルエンザ等対策本部に関する事。

第10条第3項第2号エ及びオを削り、同条第5項第1号に次のように加える。

- カ 掛川市立総合病院の精算に関する事。

キ 中東遠総合医療センターの支援に関すること。

第10条第5項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号エ中(ケ)から(セ)までを削り、(ソ)を(ケ)とし、同号キ中「幼児教育課」を「こども希望課」に改め、同号キに次のように加え、同号を同項第5号とする。

- (イ) 母子福祉に関すること。
- (ウ) 児童福祉に関すること。
- (エ) 学童保育所に係る相談及び申請の受付に関すること。
- (オ) 児童手当及び児童扶養手当に係る相談及び申請の受付に関すること。
- (カ) 母子家庭等の医療費助成に係る相談及び申請の受付に関すること。
- (キ) ファミリーサポートセンターに係る受付に関すること。

第10条第5項第7号エ中(ケ)から(セ)までを削り、(ソ)を(ケ)とし、同号キ中「幼児教育課」を「こども希望課」に改め、同号キに次のように加え、同号を同項第6号とする。

- (イ) 母子福祉に関すること。
- (ウ) 児童福祉に関すること。
- (エ) 学童保育所に係る相談及び申請の受付に関すること。
- (オ) 児童手当及び児童扶養手当に係る相談及び申請の受付に関すること。
- (カ) 母子家庭等の医療費助成に係る相談及び申請の受付に関すること。
- (キ) ファミリーサポートセンターに係る受付に関すること。

第10条第5項に次の1号を加える。

(7) 中部地域健康医療支援センター準備室

ア 中部地域健康医療支援センターの設置に関すること。

第10条の次に次の1条を加える。

(こども希望部各課の分掌事務)

第10条の2 こども希望課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) こども家庭係

- ア 児童福祉に関すること。
- イ 母子福祉に関すること。
- ウ 児童扶養手当に関すること。
- エ 児童手当に関すること。
- オ 学童保育に関すること。

カ 児童虐待、家庭内暴力等に係る相談に関する事。

キ 家庭児童相談業務に関する事。

ク 子ども医療に関する事。

(2) こども育成係

ア 保育園の設置及び廃止に関する事。

イ 保育園の管理運営に関する事。

ウ 保育園の保育料の決定、徴収、減免及び還付に関する事。

エ 保育園に勤務する職員の研修の企画及び運営に関する事。

オ 保育園の組織編成及び保育指導に関する事。

カ 子育て支援センターにおける支援業務に関する事。

キ 私立の幼稚園及び保育園の運営補助及び連絡調整に関する事。

ク 認可外保育施設の運営補助に関する事。

ケ 家庭的保育事業に関する事。

コ 幼稚園の管理運営に関する事。

サ 幼稚園の保育料の決定及び減免に関する事。

シ 幼稚園に勤務する職員の研修の企画及び運営に関する事。

ス 幼稚園の組織編成及び保育指導に関する事。

セ 乳幼児の特別支援教育に関する事。

第11条第3項第2号ア中「農業の振興」を「農産物（茶を除く。）の生産振興」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エからコまでをウからケまでとし、サを削り、同号に次のように加える。

コ 道の駅掛川に関する事。

サ 株式会社道の駅掛川に関する事。

シ サンサンファームに関する事。

ス 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に関する事。

第11条第3項第3号中セを削り、ソをセとし、タをソとし、同条第4項第1号に次のように加える。

セ 商業、工業及び農業の連携の促進に関する事。

ソ 地場産品を活用した商品開発に関する事。

第11条第4項第2号に次のように加える。

- ケ これっしか処に関する事。
- コ 株式会社これっしか処に関する事。
- サ グリーンツーリズムに関する事。

第11条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 お茶振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) お茶振興係

- ア 茶の生産振興及び消費拡大に関する事。
- イ 緑茶効能の研究及び普及に関する事。
- ウ 茶振興協会に関する事。
- エ 世界農業遺産に関する事。

第13条各号を次のように改める。

(1) 危機政策係

- ア 防災会議に関する事。
- イ 地域防災計画に関する事。
- ウ 地震・津波対策アクションプランに関する事。
- エ 原子力行政の総合調整に関する事。
- オ 原子力に関する防災、安全対策、啓発等に関する事。
- カ 災害応援協定に関する事。
- キ その他危機管理の総合調整に関する事。

(2) 防災対策係

- ア 自主防災組織の育成及び防災意識の啓発に関する事。
- イ 防災及び災害対策に関する事。
- ウ 災害対策本部及び地震災害警戒本部に関する事。
- エ 災害危険地に係る避難勧告等の発令に関する事。
- オ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に関する事。
- カ 水難事故の防止に関する事。
- キ 各種防災訓練の企画及び実施に関する事。
- ク 防災無線、同報無線等の整備及び維持管理に関する事。
- ケ 防災資機材の整備及び維持管理に関する事。

コ 特殊地下壕対策に関する事。

サ 自衛官の募集に関する事。

シ リ災証明に関する事。

ス その他防災に関する事。

(3) 市民安心係

ア 交通安全の総合企画及び安全対策推進に関する事。

イ 交通事故相談に関する事。

ウ 民間交通指導員に関する事。

エ 暴力追放運動の推進に関する事。

オ 各種犯罪の予防啓発に関する事。

カ 業務継続計画（BCP）に関する事。

キ 交通安全及び防犯関係諸団体との連絡調整に関する事。

ク 公共用施設維持基金に関する事。

ケ その他市民の安全に関する事。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

